

令和3年 第5回

苓北町農業委員会総会会議録

令和3年第5回 芦北町農業委員会総会会議録

1. 開催日時 令和3年5月7日（金）
午前9時26分から午前10時15分
2. 開催場所 芦北町役場2階庁議室
3. 出席者
(農業委員)
1番 荒木 義孝
4番 山下 正道
5番 平井 多貴子
6番 塚田 修彦
7番 大仁田 金次
4. 本日の欠席委員(2名) 2番 小野 三幸
3番 坂西 庄三

5. 議事日程
日程第1. 議事録署名委員及び総会書記の指名について
日程第2. 議案第56号 農地法第5条の規定による許可申請について
日程第3. 議案第57号 農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画の変更について
日程第4. 議案第58号 農用地利用集積計画の認定について
日程第5. 議案第59号 非農地判断について
日程第6. その他

6. 総会書記（農業委員会事務局職員）

事務局長 宮崎良成 局長補佐 西川弘美 主事 松野 巧

7. 会議の概要

1. 開 会

開会 午前9時26分

事務局

おはようございます。定刻より少し早いですけれどお揃いですので
只今から令和3年第5回の農業委員会総会を開会致します。
まずは、大仁田会長からご挨拶をお願い致します。

大仁田会長

改めまして、おはようございます。
先月23日には、今年度の計画、取組等を話し合っていただき新年度
のスタートを切ることができました。

大仁田会長

農業委員と推進委員の役割は明確になっておりますが、共通点としては優良農地の確保維持いわゆる人・農地プランの推進であります。まだまだ続くコロナ禍の中での取組という状況にあることはご承知のとおりであります。農業委員、推進委員の立場をお互い理解し、協力していくことで、大げさになりますがこの芥北町の農業の未来を描き発展に少しでも手助けできればと思う次第でございます。
それでは、本日もどうぞよろしくお願ひ申し上げます。

事務局

はい、ありがとうございました。
本日は小野委員、坂西委員が欠席でございます。
出席委員は定足数に達しておりますので、総会は成立しております。それでは、芥北町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めるとなっておりますので、以降の議事の進行は大仁田会長にお願いします。どうぞよろしくお願ひ致します。

議長

はい、それでは議事に入ります。日程第1の議事録署名委員及び総会書記の指名でございますが、私から指名させて頂いてご意義ございませんか。

(はい。の声あり)

それでは、4番の山下委員さんと5番の平井委員さんに お願いを致します。

本日の会議書記には、農業委員会事務局の宮崎氏、西川氏、松野氏を指名致します。

議長

それでは、日程第2. 議案第56号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題と致します。
事務局に説明を求めます。

事務局

はい、2ページをお開きください。日程第2. 議案第56号 農地法第5条の規定による許可申請について、農地法第5条の規定による許可申請を別紙のとおり受け付けたので附議する。

令和3年5月7日 芥北町農業委員会 会長 大仁田金次。

3ページをお開き願います。整理番号1の案件について説明致します。

事務局

申請人は、議案記載のとおりです。

申請物件は、芥北町坂瀬川の田3筆、合計2, 264m²です。

転用の目的は、事務所、倉庫及び駐車場です。

権利を設定し又は移転しようとする理由の詳細は、「譲受人は建設会社を経営しており、事務所の老朽化及び以前から駐車場用地等が不足し手狭だと感じていた。この度、事務所拡張をするにあたり、現在の事務所所在地一帯は、県の地すべり想定範囲に指定されており対策工事に莫大な費用がかかることから現在地での建替を断念し移転先を探していた。申請地は長年耕作されておらず遊休農地であり、また、申請地の隣を資材置き場に利用しているため、利便性も良く他に代替え地もないことから申請地を事務所、倉庫及び駐車場用地として転用したい。」ということです。

申請地は、4ページから5ページをご覧いただきたいと思いますが、場所は県道坂瀬川御領線の滑川橋付近です。

審議の要点につきましては、記載のとおりであり、適当であると判断しております。また、申請箇所は農業振興地域内の農用地区域外であり、農地区分は農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の小集団の生産性の低い農地という理由から、第2種農地と判断しております。以上でございます。

議 長

はい、ありがとうございました。只今事務局から説明がございましたが、整理番号1につきましてご意見のある方は、挙手をお願いします。

事務局

はい。本日は坂西委員が欠席ですので、現地調査について事務局から報告させて頂きます。

申請地は、昨年度令和2年第11回農業委員会総会で、農林水産課から農地転用の可能性についてということで、合議を受けていた農地です。今年3月に農振除外の手続きが完了しまして、今回転用の申請を出された次第です。当該地は長年耕作されておらず、また農地への水路もなく今後農地へ再生され耕作される見込みのない農地であります。以上でございます。

議 長

この件につきまして他にご意見のある方は、挙手をお願い致します。

ございませんか。

(ありません。の声あり)

議長

無いようでございますので、整理番号1について賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので整理番号1につきましては許可相当として県知事に意見書を送付致します。

議長

それでは、日程第3. 議案第57号 農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画の変更について、上程致します。
事務局に説明を求めます。

事務局

はい。日程第3. 議案第57号 農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画の変更について、ご説明致します。

令和3年4月16日付けで苓北町長から合議があつております。
農業振興地域整備計画の策定又は変更をしようとするときは農業委員会の意見を聴くものとするとなっております。今回は農用地区域除外の申請があつてあり、農業委員会には除外した後転用できるかの可能性についての合議を求められております。

それでは、整理番号1の申請です。7ページをお開きください。

申請人は議案記載の個人です。申請物件は苓北町都呂々の畠1筆面積は575m²です。

施設の概要は個人住宅です。

申請理由は「申請人は祖父母の実家に三世代で同居しているが、結婚を機に家族が増え手狭になったため、今回自分の居宅を新築するにあたり、実家の近くで土地を探していた。」

申請地は親族の所有で耕作されておらず、また、他に代替え地もないことから申請地を住宅用地としたい。」というものです。

場所及び概要につきましては、8ページから10ページをご覧ください。審議の要点につきましては、記載のとおりであり、適当であると判断しております。

また、農用地区域除外後の立地条件は農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の小集団の生産性の低い農地という理由から第2種農地と判断しております。以上でございます。

議 長

はい、ありがとうございました。只今事務局から説明がございましたが、整理番号1につきましてご意見のある方は、挙手をお願いします。

塙田委員

はい。申請人と面識がなくて直接話は伺えなかったのですけど現地を確認に行きました。

申請地は、旧木場小学校の正門から上がって道路から4～500mくらいの所にあります。現在はイタリアンかなんか牧草を一部作っておられましたが、周囲は急傾斜地に小面積の農地が点在している状態で、周囲も山林とか荒廃地が増えている状況がありました。

旧木場小学校の上で住宅にするには利便性が良いのではないかと思いますし、農地も急勾配の所が多いので荒らしておくより住宅を建てられ管理されたら周囲の荒廃も止まるのではないかと見てきました。

以上です。

議 長

この件につきまして他にご意見のある方は、挙手をお願い致します。

ございませんか。

(ありません。の声)

無いようでございますので、整理番号1につきまして賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

はい、ありがとうございました。

全員賛成でございますので、整理番号1につきましては許可見込みありと決定致します。

議 長

続きまして、日程第4. 議案第58号 農用地利用集積計画の認定についてを議題と致します。

事務局に説明を求めます。

事務局

はい、11ページをお開きください。日程第4、議案第58号 農用地利用集積計画の認定について、農業経営基盤強化法に基づき別紙のとおり苓北町農用地利用集積計画書を作成し、農業経営基盤強化促進法第18条第1項により認定を求められたので附議する。

令和3年5月7日 苓北町農業委員会 会長 大仁田金次。

12ページをお開きください。農用地利用集積計画総括表の左側が今回の分になります。

利用権設定の新規が10件ございます。

詳細は田10筆 13, 785m²です。明細は13ページに記載しています。

続きまして、利用権設定の再設定が2件ございます。

詳細は田2筆 3, 351m²です。明細は14ページに記載しています。

利用権の設定を受ける者、利用権を設定する土地、利用権を設定する者、設定する利用権、期間につきましては、それぞれ議案記載のとおりです。

いずれも、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上でございます。

議 長

はい、ありがとうございました。この件につきましてご意見のある方は、挙手をお願いします。

参考までに13ページの上から2番、3番の所は、農業委員会でも問題が出てきまして非常に手こずった所でございます。今回、正式に利用権設定ができたということで私も嬉しく思っている訳でございます。その間は私の指導で飼料イネを作り、裏作はレタスを我が家で借りて作っておりました。また新しい方がこの表のとおり2枚で6反ある訳でございますが立派な一等農地でございます。これが見事に貸借の中に入ってきたということでご報告申し上げます。

本人さんも病気のために牛飼いさんを断念されまして経営が急展開した訳ですが、その受け手がおられたということで、そのまま優良農地が残っていくということでございます。以上、報告であります。

他にございませんか。

平井委員

借受人さんが、稻作と牧草を作られるのですか。

議長

牧草というか飼料イネですね。あれは補助金も出ますので、自分が使うということになります。藁が少し足りないと聞きました。

他にございませんか。

(ありません。の声)

無いようでございますので、この件につきまして賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

はい、ありがとうございました。

全員賛成でございますので、議案第58号は原案どおり認定することに致します。

議長

それでは、日程第5. 議案第59号 非農地判断について、事務局に説明を求めます。

事務局

はい、15ページをお開きください。 日程第5. 議案第59号 非農地判断について、農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断について附議する。

令和3年5月7日 苓北町農業委員会 会長 大仁田金次。

この判断は農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当するか否かの判断について審議していただくものです。

今回16ページと20ページの都呂々の農地3筆について個人申請がございます。

1件目ですが、位置図及び字図につきましては17ページから18ページに図示しております。場所は都呂々の県道福連木都呂々線沿いの上橋を過ぎたところになります。令和3年4月14日塚田委員及び事務局職員で現地調査を行いまして、調査の結果につきましては19ページに記載をしております。

続きまして、2件目ですが、位置図及び字図につきましては21ページから22ページに図示しております。場所は都呂々の町道田ノ平線終点を少し上ったところになります。令和3年4月14日塚田委員及び事務局職員で現地調査を行いまして、調査の結果につきましては、23ページに記載をしております。以上でございます。

議長

はい、ありがとうございました。この件につきましてご意見のある方は、挙手をお願いします。

塚田委員

はい。現地は、都呂々川の河口から上って都呂々ダム側と轟団地側に分岐するところがあって、その合流点から上流に1kmほど上った所にあります。元々、2~3年前までは道路を隔てた反対側に住宅があって、そこで農地も管理されていたのですけど高齢になられて転居され今は住宅も撤去されていました。その農地も進入路が狭くて機械も入らない状態で、上流側のもう1枚の田は管理されているのですけど当該地は一段下がった所にあってなかなか管理するにも難しい状態で非農地として見るのが適当だと判断してきたところです。

2件目ですけれども、都呂々漁港から上って行って陶石の採石場に近い所にあります。急勾配の川のすぐ上に農地があったんでしょうけど現在は木が生い茂っていて全然平らな所ではなくて農地として管理も難しいような場所でした。その上流のもう少し上った所は、昔は田んぼになっていたのでしょうかけど急傾斜地のちょうど谷の状態で、以前、水害とかで石や土砂が流れ込んでいるような場所で、かなり長い期間作られておらず周囲も山林化してまして農地としてなかなか難しいだろうと見てきたところでした。

議長

はい、ありがとうございました。

この件につきまして他にご意見のある方は挙手をお願い致します。

(ありません) の声あり

無いようでございますので、調査対象の3筆につきまして、農地に該当しないということでございます。この判断につきまして賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

はい、ありがとうございました。全員賛成でございますので調査対象の3件の農地につきましては原案どおり農地には該当しないということに決定を致します。

議長 議案につきましては以上でございますが、事務局から他にございましたらお願ひ致します。

事務局 事務局からその他事項がございます。

1. 農用地利用配分計画の認可について

2. 農地等の利用の最適化に関する指針について

次回、令和3年第6回総会は、令和3年6月7日（月）午前9時30分から庁議室で開催する予定です。事務局からは以上です。

議長 はい、ありがとうございました。皆様から他に何かございましたら、挙手をお願い致します。

（ありません。の声あり）

議長 無いようでございます。

農業委員会の議題は以上でございます。

以上をもちまして、令和3年第5回総会を閉会致します。

右は総会会議の顛末に相違ないことを証し署名する。

閉会 午前10時15分

会長

署名委員

署名委員